

7月1日より ふるさと応援寄附がリニューアル!

● 1万円以上の寄附をいただいた人に、いずみおまつ自慢の「ふるさと産品」をお届けしています。「ふるさとを大切にしたい」「市の発展に貢献、応援したい」という想いを「ふるさと応援寄附」という形で泉大津市にご寄附ください。泉大津市のまちづくりに活用させていただきます。

● (リニューアルの内容)

- ★寄附金額 20万円以上のコースを新設しました
- ★10万円以上の寄附の場合、複数の品物を選択できるようになりました。
- ★ふるさと産品に右の4つが新たに追加!



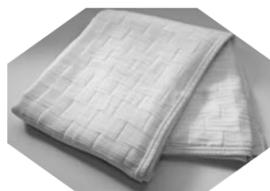
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



泉州名物水なす漬け



日本料理店「三幸苑」ふるさと会席ペアご招待券



シルク6重ガーゼケット



シルクリビングケット(毛羽部分)「レッド、グレー」

「いずみおまつ健康チャレンジ計画」のポイント対象事業です(5ページ参照)

特定健康診査・健康診査 集団健診を行います!

受診料は無料!

泉大津駅前のホテルレイクアルスターでの集団健診を開催します。下の表の「対象者」に該当する人で、今年4月以降に健康診査(人間ドック・国保プチドック含む)を受診していない人は、ぜひお越しください。

実施日 8月7日(日)、8日(月) ※悪天候などにより予告なく中止する場合あり

受付時間 午前9時～正午 ※午前9時～10時ごろに受

け付けが集中します。この時間帯は待ち時間が長くなる可能性がありますので、ご了承ください。

実施場所 ホテルレイクアルスター アルザ泉大津4F (健診での無料駐車券の対応はありません)

定員 ▷特定健診…一日200人(申込先着順) ▷健康診査…一日50人(申込先着順)

市国民健康保険加入の40～74歳の人、16～39歳の市民の皆さんへ

	特定健康診査	健康診査
対象者	市国民健康保険に加入し、40～74歳(75歳誕生日の前日～昭和52年3月31日生まれ)の人で、まだ今年度の特定健康診査(医療機関での特定健診・人間ドック含む)を受診していない人	16～39歳(昭和52年4月1日～平成13年3月31日生まれ)で、まだ、今年度の健康診査を受診していない人
持物	①特定健康診査受診券(受診券をなくした人は再発行します) ②保険証	健康保険証
健診項目	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
申込方法	下記連絡先へ電話申し込み。後日、受付確認はがきを送付	下記連絡先へ電話申し込み。後日、受診券を送付
締切	7月29日(金)(ただし、定員に達しなかった場合は、締め切り後の申し込み可)	7月29日(金)(ただし、定員に達しなかった場合は、締め切り後の申し込み可)
問合せ	保険年金課保健事業係(☎33・9531)	保健センター(☎33・8181)

プレゼント
あります

【受診者全員】▷ホテルレイクアルスターティーサロン割引券 ▷スポーツクラブ ルネサンスー日無料体験チケット
【抽選で各日1人】▷ホテルレイクアルスター和食レストラン小津ペアお食事券(4,000円相当)
また、受診会場ではトクホ(特定保健用食品)のサンプル配布を予定しています。

めざす姿：多様な価値観を共感できるまち

泉大津市の国際交流

友好都市である豪州・グレート・オーシャン・市との交流や、泉大津国際交流協会の活動などについてお知らせします。

問合せ 企画調整課(市役所4階)

ジローン市民ランナーとの文化交流(あびこ踊り体験)で記念撮影



■グレート・オーシャン・ロードマラソンに市民ランナーを派遣しました

グレート・オーシャン・ロードマラソン(毎年5月開催)に、松田秀樹さん(池浦町)、岸本育子さん(旭町)の2人の市民ランナーを派遣しました。

グレート・オーシャン・ロードは、ビクトリア州沿岸の全長220kmにおよぶ世界有数の美しい観光スポットです。このうち44kmがグレート・オーシャン・ロードマラソンのコースになっています。参加した2人のランナーは、壮大なコースを走り、現地でのホームステイを通じ、地元市民との交流や文化・歴史を体験して両市の友好を深めました。



市民ランナーの松田さん(左)、岸本さん(右)

■泉大津国際交流協会会員募集

泉大津国際交流協会は、市民単位の国際交流の実現を目指しており、平成27年度は、リトアニア人留学生による講演会や、OFIX(大阪府国際交流財団)との共催で在住外国人のための防災体験バスツアーなどを行いました。

同協会は会員の方々の会費をもって各種事業を行うこととなり、目標としている市民単位での国際交流を推進していくためには、皆さんのご理解とご協力が必要です。会員になって、本市における国際交流の推進、国際社会に対応する人づくり・まちづくりに参加しませんか。

年会費 個人…1口1,000円/団体・法人…1口1万円

入会申込先・問合せ 企画調整課(市役所4階)



阿倍野防災センターでの防災体験の様子

■日本語教室のお知らせ

なんらかの事情で日本に住むことになり、日本語がわからなくて困っている外国人にむけて、市内の2か所でボランティアによる日本語教室を開催しています。年齢、国籍を問わず、どなたでも参加できますので、ご自身またはお知り合いでも、学習意欲がある人はぜひお問合せください。また、併せて講師のボランティアも募集中です。資格経験は問いません。こちらもお問い合わせください。

▷日本語教室「あいうえお」

日時 毎月第2・4日曜日 午後2時～3時30分

場所 勤労青少年ホーム

▷泉大津日本語教室

日時 毎月第1・3日曜日 午後1時～(要問合せ)

場所 南公民館

※まずはお電話にて企画調整課までお問合せください。



日本語教室の様子



「泉大津市教育大綱」を策定しました！

本市の教育に関する基本理念および基本方針を示します。
 問合せ 企画調整課（市役所 4 階）
 教育総務課（市役所 3 階）

「教育大綱」とは

「地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」であり、市長が策定します。

この度、「総合教育会議」において、市長と教育委員会が教育について率直に意見交換し、大綱策定に向けた議論を行い、「泉大津市教育大綱」を策定しました。

泉大津市のすべての子どもたちが、教育大綱の理念のもと、健やかに成長することを願うとともに、その実現に向け教育行政をさらに推進します。

泉大津市教育大綱の理念など

泉大津市教育大綱は、基本理念と基本方針で構成されます。本市の教育がめざすものや基本的な方向性は、平成 28 年 3 月に策定した「泉大津市教育振興基本計画」において明らかにしており、同計画における基本理念と基本方針を泉大津市教育大綱の基本理念と基本方針とするものです。

対象期間

「泉大津市教育大綱」が対象とする期間は、平成 28 年度～平成 31 年度までの 4 年間とします。

基本理念

～つながりからはじまる学びの環～

基本方針

「きょういく」できる環境をつくる
 (共育、協育)

「じりつ」できる人を育てる
 (自立、自律)

「そうぞう」できる力を高める
 (想像、創造)

募集 このコーナーでは、小学校入学前のお子さんの写真を募集しています。お子さんの写真と住所・名前(ふりがな)・生年月日・電話番号・保護者のひとこと(※)を添え、郵送〒595-8600 またはメール (kouhou@city.izumiotsumisaka.jp) で秘書広報課まで。

NEW FACE!! 泉大津在住のかわいい子どものスナップです。

元気です！ おおつっこ



伊藤 蹴斗ちゃん
 平成 24 年 1 月 9 日生
 優しいお兄ちゃんに、ヤンチャな妹！これから仲良し兄妹でいてね♡
 (板原町)

伊藤 愛菜ちゃん
 平成 26 年 6 月 17 日生

facebook

「いいね！」で、広まる泉大津ファンの輪

泉大津市フェイスブックについて詳しくは、泉大津市 HP をご覧ください！
 泉大津市フェイスブック

市の取り組みやイベント情報など旬の話題をお届けします。おづみんの情報もいっぱい@・・@

泉大津市公式フェイスブックに「いいね！」してね！



ピースディスカッション

夏休み子ども平和学習会

～学ぼう平和、語ろう未来～

戦争体験者らと話し合い
 みんなで平和の大切さを一緒に考えましょう

子どもたちへ戦争の記憶を語り継ぐため、「夏休み子ども平和学習会」を開催します。小学生と戦争体験者らが話し合う企画で、今年は平和についてやさしく学べる読み聞かせや折鶴の作成などを行います。ぜひお越しください。

日時 ①7月27日(水) ②29日(金) ③8月1日(月) ④18日(土)
 いずれも午後1時30分～3時

場所 ①浜小学校 ②上條小学校 ③穴師小学校 ④戎小学校

対象 小学4～6年生

定員 各回20人程度(定員になりしだい締め切り)

内容 ▶平和に関する作品の読み聞かせ
 ▶折鶴の作成
 ▶昔あそびの体験
 ▶戦争体験者と考える「戦争のこと、平和のこと」など

協力 泉大津市戦没者遺族会、原爆被害者の会

申込 7月15日(金)までに人権市民協働課窓口または電話にて

【問合せ】人権市民協働課（市役所1階2番窓口）



去年のピースディスカッションの様子



戦争での体験や平和について話し合う様子

戦争と平和についてのパネル展

～平和パネル展～

「市原悦子朗読ライブラリー」の上映も

平和の尊さ・大切さを次世代に伝えるパネル展を行います。同時に映像作品「市原悦子朗読ライブラリー」の上映も行います。「ちいちゃんのかげおくり」などの戦争童話を、女優の市原悦子さんが朗読する作品です。

日時 8月1日(月)～5日(金) 正午まで

場所 市役所1階市民ロビー

内容 「大阪に残る戦争の傷あと」をテーマとしたパネル展示、「市原悦子朗読ライブラリー」上映(上映時間は午前10時、午後1時、午後3時の3回)

戦争と平和について再考

平和メッセージ展

～うちわ作品 900 点展示

市民の皆さんにご応募いただいた平和をテーマとしたうちわ作品約 900 点を展示する平和メッセージ展を開催します。

日時 6月30日(木)～7月5日(火) 午前10時～午後5時(土・日曜日も開催) 最終日は午後3時まで

場所 テクスピア大阪1階 織編館

▶表彰式

日時 7月4日(月) 午後4時～

場所 テクスピア大阪3階 303 会議室

いずみおおつ 子育て応援アプリ



右のQRからダウンロードしてください。また、市ホームページでも公開しています。ご利用ください。

子育てを便利にする、使える機能、盛りだくさん！

機能の一部を紹介します

子育て情報を見る
 子育てに関する、お得な情報や市で取り組んでいる情報まで盛りだくさん！！

施設を探す
 市内の公園や、赤ちゃんの駅(おむつ替え・授乳スペース)などを掲載しています。

アプリのダウンロードはこちらから！



国民健康保険料が決まりました

平成 28 年度国民健康保険料率および基礎賦課限度額が決定しましたので、お知らせします。
この保険料率に基づき 7 月に本算定を行い、今年度の各世帯の年間保険料を確定します。年間保険料は 7 月中旬ごろにお知らせします。 **問合** 保険年金課保険料係（市役所 1 階 6 番窓口）

■平成 28 年度 国民健康保険料

年間医療分保険料と年間後期支援分保険料と年間介護分保険料の 3 種の合計額が、年間国民健康保険料となります。

【医療分保険料】

①所得割額	世帯の平成 27 年中の基準総所得金額※の 8.7%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり 2 万 3,320 円
③平等割額	一世帯あたり 2 万 1,450 円

①～③の合計額が世帯の年間「医療分保険料」。上限 51 万円

【介護分保険料】

40～64 歳の人（介護第 2 号被保険者）

①所得割額	介護第 2 号被保険者の平成 27 年中の基準総所得金額※の 2.6%
②均等割額	介護第 2 号被保険者一人あたり 1 万 100 円
③平等割額	介護第 2 号被保険者がいる一世帯あたり 5,290 円

①～③の合計額が世帯の年間「介護分保険料」。上限 12 万円

■年齢別 国民健康保険料の内訳

年齢	保険料の内訳
39 歳までの人	医療分・後期支援分
40～64 歳の人 (介護第 2 号被保険者)	医療分・後期支援分・介護分
65 歳以上の人 (介護第 1 号被保険者)	医療分・後期支援分

【後期支援分保険料】

①所得割額	世帯の平成 27 年中の基準総所得金額※の 2.6%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり 8,030 円
③平等割額	一世帯あたり 6,110 円

①～③の合計額が世帯の年間「後期支援分保険料」。上限 14 万円

※「基準総所得金額」は、前年中の所得に基づき算出されます。詳しくはお問い合わせください。



■納めていただく保険料の算出方法

$$\text{本算定保険料 (確定した年間保険料)} - \text{仮算定保険料 (4～6月の保険料)} = \text{7月から来年3月に納める保険料}$$

年度途中で加入・脱退したときは、月割りで保険料を計算しますので、異動があったときは必ず届け出をしてください。

介護分保険料について

40～64 歳の人（介護第 2 号被保険者）は、医療分保険料・後期支援分保険料と介護分保険料の合計額を国民健康保険料として納付します。

65 歳以上の人（介護第 1 号被保険者）は、医療分保険料・後期支援分保険料と介護分保険料は別々に納めます。介護分保険料については高齢介護課へお問い合わせ

してください。

■年度の途中で 65 歳になる人の国民健康保険料

65 歳になる月の前月（誕生日が 1 日の人はその前々月）までの介護分の額を計算し、医療分・後期支援分と合わせた額を 1 年間の国民健康保険料として翌年の 3 月までの期間に振り分けて納めていただきます。

保険料の減免制度があります

失業や災害など、やむを得ない事情により保険料の納付が困難になった場合などには、保険料の一部を減免する制度があります。詳しくは保険年金課へ。

離職者に保険料の軽減があります

倒産・解雇・雇止めなどにより平成 24 年 3 月 31 日以降に離職した人（65 歳以上を除く）の国民健康保険料が軽減されます。保険料の算出方法は、前年の給与所得を 100 分の 30 とみなして行います。申請が必要です。詳しくは保険年金課へ。

保険料の納付に関する夜間相談窓口

開設している日時

7 月 19 日(火)、28 日(木) 午後 7 時 30 分まで

開設している場所

税務課窓口（市役所 1 階 5 番窓口）
保険年金課窓口（市役所 1 階 6 番窓口）

内容

国民健康保険料の納付相談

納付相談以外の転入・死亡等資格取得喪失等の各種お届けの受け付けはできません。



保険料の納付は口座振替が便利です。

納め忘れのない口座振替をおすすめします。市指定の金融機関、郵便局または市役所保険年金課で手続きをしてください。

70 歳になった 国保加入者の皆さんへ 高齢受給者証が交付されます

国民健康保険の加入者が 70 歳になった翌月（1 日が誕生日の人はその月）から高齢受給者証の対象となります。

70 歳になった人には、誕生月の月末に高齢受給者証を送付します。現在、高齢受給者証をお持ちの人には 7 月末に新しい高齢受給者証を送付しますので、8 月からは新しい高齢受給者証を保険証とともに医療機

関に提示してください。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

低所得 I・II の人は、入院するときや高額の外來診療を受ける場合、国民健康保険証・印鑑をお持ちのうえ 8 月以降に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

問合 保険年金課（市役所 1 階 6 番窓口）

■ 高齢受給者証を持つ被保険者の医療費の自己負担割合（所得区分によって異なる）

所得区分	所得区分の判定基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上となる 70 歳以上の国保被保険者がいる人（注 1）。ただし、70 歳以上の国保被保険者の収入の合計が、2 人以上の場合で 520 万円未満、1 人の場合は 383 万円未満である場合、申請により「一般」区分と同様になります。（注 1）	3 割
一般（現役並み所得者および低所得 I・II に該当しない人）		2 割 (誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの人は 1 割)
低所得 II	同一世帯の世帯主と、国保被保険者が住民税非課税の人（低所得 I 以外の人）	
低所得 I	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 となる人 年収例：単身世帯（年金収入のみ）80 万円以下	

（注 1）同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者となった国保被保険者が一人の場合、住民税課税所得が 145 万円以上かつ収入が 383 万円以上で、後期高齢者医療制度に移行した人も含めた収入合計が 520 万円未満である人は、申請により一般区分と同様になります。

※所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしてください。（所得の申告がなされていないと、全て「現役並み所得者」と判定されます）

◎障がい基礎年金の所得状況届

◎保険料免除申請

問合 保険年金課（市役所 1 階 6 番窓口）、日本年金機構堺西年金事務所（☎072・243・7900）

7 月は障がい基礎年金の所得状況届の提出月です

20 歳前の障がいによる障がい基礎年金、または旧障がい福祉年金から切り替わった障がい基礎年金を受けている人は、日本年金機構から届く所得状況届（現況届）のはがきを期日までに保険年金課へ提出してください。提出が遅れると 10 月分の障がい基礎年金の振り込みが遅れる場合があります。

平成 28 年度 国民年金免除申請の受付を開始します ■ 免除承認後の一部納付額と老齢基礎年金額への反映

平成 28 年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月分）国民年金保険料の免除申請を受け付けます。また、平成 27 年度の免除が承認されていて、引き続き免除を受けたい人のうち、継続審査対象者以外の方は再度申請が必要です。7 月に日本年金機構から届く納付書に同封されている申請書に記入・押印のうえ返送するか、窓口で手続きをしてください。窓口に来られる際は、年金手帳・認め印（退職を理由とする場合は離職票なども）をご持参ください。免除が承認された場合は表のとおりとなります。

免除の種類	1 か月の一部納付額 (H28 年度)	年金額への反映
全額免除	0 円	2 分の 1
4 分の 3 免除 (4 分の 1 納付)	4,070 円	8 分の 5
半額免除 (半額納付)	8,130 円	4 分の 3
4 分の 1 免除 (4 分の 3 納付)	1 万 2,200 円	8 分の 7

※この年金額へ反映される割合は平成 21 年 4 月以降のもの

※申請日以降に納付された国民年金保険料は希望により還付されます。ただし 2 年以内に未納期間がある場合は保険料は未納期間に充当されます。※一部納付額を納めなければ一部免除は無効となります。免除承認後、各免除に応じた納付金額が印字された納付書を使い、納付してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、1か月の医療費や食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯の被保険者が対象となります。（表1・2・3参照）

有効期限が平成28年7月31日の減額認定証を既にお持ちの人で、平成28年度も引き続き住民税非課税世帯の場合には、新しい減額認定証を7月下旬にお送りしますので、改めて手続きをする必要はありません。これまで交付を受けていなかった人でも、対象となり交付を希望される場合は、随時、高齢介護課窓口で申請することができます。

■入院時の食事代【表2】

課税状況	負担区分	食事代の標準負担額（1食当たり）	
課税世帯	現役並み所得者 一般	360円	
	指定難病患者	260円	
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	過去12か月以内の入院日数が90日以内の入院の場合
		160円	過去12か月以内の入院日数が90日を超える入院の場合
	低所得Ⅰ	100円	



※低所得Ⅰ、低所得Ⅱの適用を受けるためには高齢介護課での手続きが必要

■療養病床に入院したときの食費と居住費【表3】

食費と居住費の一部を自己負担。ただし、入院医療の必要性が高い人は上記の「入院時の食費」のみ負担。

課税状況	負担区分	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）
課税世帯	現役並み所得者 一般	460円（注1）	320円
	低所得Ⅱ		
非課税世帯	低所得Ⅰ	130円	0円
	高齢福祉年金受給者	100円	

（注1）管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどといった場合。それ以外の場合は420円

お問い合わせはこちら

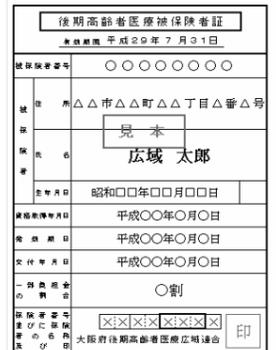
- ◎制度全般に関することは府後期高齢者医療広域連合事務局へ
▷保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること…資格管理課
（☎06・4790・2028）▷給付事務、保健事業、医療費通知、レセプト点検に関すること…給付課（☎06・4790・2031）
- ◎保険料の納付、その他各種届出に関することは高齢介護課へ
（市役所1階8番窓口）



後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証が薄緑色に変わります

新しい被保険者証は、7月中旬から順次、簡易書留で送ります。
新しい被保険者証（薄緑色）は、届いたときからご使用いただけます。
有効期限の過ぎた被保険者証（だいだい色）は、高齢介護課へお返しいただくかご自身での破棄をお願いします。



後期高齢者医療保険料の決定について

平成28年度保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬に送付しますので、内容をご確認ください。

■保険料の納入方法

- ①「特別徴収」 年金からのお支払い
年額18万円以上の年金を受給されている人は、原則年6回の年金受給の際に、保険料が差し引かれます。
※特別徴収（年金からのお支払い）を口座振替に変更することができます。
希望される人は、手続きが必要ですので、高齢介護課窓口でご相談ください。
- ②「普通徴収」 納付書などでお支払い
特別徴収の対象とならない人は、口座振替や納付書により7月から翌年3月までの9期で保険料を納めていただきます。

保険医療機関などでの自己負担割合について

平成28年度の住民税課税所得額が145万円以上の被保険者、世帯に属する被保険者は、すべて3割負担となります。（表1参照）

3割負担と判定された場合でも、平成27年中の収入額が383万円未満の単身者世帯と被保険者と70歳以上の人を含む2人以上の世帯で収入の合計額が520万円未満の場合は高齢介護課に申請すれば、1割負担となります。

■医療機関などでの自己負担割合とその判定基準、限度額【表1】

課税状況	負担区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額（月額）	
				外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
課税世帯	現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税課税所得（各種所得控除後の所得）が145万円以上の被保険者がいる場合	4万4,400円	8万100円 +1%（注1） （4万4,400円）（注2）
	一般		同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満	1万2,000円	4万4,400円
非課税世帯	低所得Ⅱ	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者	8,000円	2万4,600円
	低所得Ⅰ		▷住民税非課税世帯のすべての世帯員の各所得が0円となる人。公的年金等控除額は80万円として計算 ▷住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金を受給している被保険者		1万5,000円

（注1）医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

（注2）（ ）内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含まれません。 ※月の途中で75歳となった人の場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。 ※入院・外来ともに同一医療機関での窓口負担は限度額まで。

保育所じまん!

連載 第13回 要保育所

心身ともに元気で明るく
遊べる子どもに育つことを願って



元気なかなめっこ、あつまれ~!!



リズム運動
♪おふねはぎっちらこ~



わーい! 広くて気持ちいい♡
(三十合池公園・グラウンドにて)

♪うんどう大好き”かなめっこ”

要保育所は要池住宅の一角にあります。春には桜、初夏には藤の花と四季折々の自然が感じられる園庭では、0~5歳児の子ども達が砂遊びや虫探し、木の実集めなど、毎日元気に遊んでいます。晴れた日には体操やかけっこ、鉄棒やのぼり棒などの固定遊具に挑戦したり、雨の日にはリズム室で音楽に合わせてリズム運動をしています。0歳児からの成長・発達を踏まえ、這う・歩く・跳ぶ・走るなど全身をダイナミックに動かしたり、手足の指先まで意識しながら積み重ねていくことで、しなやかで丈夫な身体作りに取り組んでいます。

♪おさんぽ、大好き

しっかり歩き、様々な環境の中でのびのびと過ごす経験は、心も体もリフレッシュされ、子ども達の安定感にもつながります。散歩に行く日は大喜びです。要池住宅周辺はもちろん、穴師公園や穴師神社、三十合池公園などに出かけています。

♪地域との交流

同じ校区にある穴師幼稚園とは、華道教室や英語であそぼう会、毎年秋に行われているふれあい健康まつりでの取り組みなど一緒に活動し、仲間づくりやお友だちとのふれあいを大切にしながら交流を深めています。また、地域の婦人会の皆さんに盆踊りを教えてもらったり、防災教室と一緒に避難訓練するなど、地域の人々の見守りのなかですくすく育っています。

要保育所データ

▷園児数 93人 (平成28年6月現在)
▷池浦 515-6 (☎22・0564)

WE ♥ BOOKS!



図書館だより

新着本や、図書館からのお知らせを掲載します。

●開館時間 → 午前9時30分~午後7時 ●問合せ → ☎32・0562
(土・日曜日、休日は午後5時まで)

7月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

New Books 新しく入った本

- きみに贈る本 (中村 文則 (他) 著)
私たちは何を読みどんな影響を受けてきたか。最強の「中二病」小説から、老舗の国語辞典まで、6人の作家が自身をふり返ってつづる、ユニークな読書案内。
- イラストで見る昭和の消えた仕事図鑑 (澤宮 優 文)
赤帽、炭鉱夫、カストリ雑誌業、演歌師、活動弁士…。今では姿を消した、懐かしい昭和の職業全115種を仕事内容から収入額、労働時間まで網羅し、イラスト付きで紹介する。
- オバケ屋敷にお引越し (中学年) (富安 陽子 作)
オバケさんは、名前が尾羽健一郎という料理研究家。ひよんなことから、山の中の古いスギナ屋敷に引越しをしました。でも、オバケさんは屋

敷に本物のオバケがいるということを知らなくて…。

- 旅のお供はしゃれこうべ (高学年) (泉田 もと 作)
父からの頼まれごとで旅に出た惣一郎は、奉公人の裏切りで絶望のふちに。そこで出会ったのは、なんと、おしゃべりな「しゃれこうべ」だった。涙と笑いの人情時代小説。
- おかんとおとん (平田 昌広 ぶん)
「なあ、おとん。なんでおかんと結婚したん? なあ、おかん。なんでおとんと結婚したん?」「なんでって、そりゃあ」子どもの素朴な疑問へのユーモラスな答えとは。愛情いっぱい家族を、関西弁の会話で元気に綴る絵本。
- カワセミとヒバリとヨタカ (あべ 弘士 作)
さかなとりをするカワセミをみたヒバリは、「そんなのかんたんさ」と言って、川の中へ…。確かな観察眼で描くユニーク動物寓話。

Events イベント情報

- 映画会
【日時】8月6日(土) 午後2時~(47分)「市原悦子朗読ライブ ラリーちいちゃんのかげくろりほか」
- おはなし会
【日時】7月16日(土) 午後3時~(約30分) ※毎月第3土曜日の午後3時~
- 赤ちゃんのためのおはなし会
【日時】8月4日(木) 午前11時~(約30分) ※毎月第1木曜日の午前11時~

平成28年度 介護保険料が確定しました

納入通知書を送付します

65歳以上の人の平成28年度介護保険料が確定しました。納入通知書(納付書)は、7月初旬に各家庭に直接送付します。

■平成28年度 段階別介護保険料

めざす姿：すこやか安心長寿のまち

段階	区分	介護保険料(年間)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人。世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	2万7,970円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が120万円以下の人	4万3,510円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない人	4万6,620円
第4段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	5万4,700円
第5段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円を超えている人	6万2,160円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	6万9,610円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	7万7,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	9万3,240円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	10万5,670円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	11万4,990円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	12万4,320円

介護保険料の減免制度があります

次の①か②の要件に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

①対象者の要件(次の要件をすべて満たす人)

▷保険料段階が第2・3段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人

▷世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計額が、次の額以下であること。前年中の収入金額とは、障がい年金などの非課税収入を含むすべての収入金額をいう。また、事業所得など必要経費がある収入は、必要経費を控除した後の金額とする。

- 1人世帯…前年中の収入額 111万円
- 2人世帯…前年中の収入額 157万円
- 3人世帯…前年中の収入額 203万円(以降世帯員が1人増えるごとに46万円を加算する)

▷所得税、市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと。

▷世帯全員が現に居住している土地および家屋以外に資産を持たないこと。また、現に居住している土地につ

いては、200㎡(約60坪)を超えていないこと。

▷世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること。

減免額 今の段階の保険料を第1段階の保険料に減額

②対象者の要件(次の要件を満たす人)

▷介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人。

減免額 今の段階の保険料を1段階下の保険料に減額。

減免期間 減免申請書の受付月から当該年度の3月分までとする(4~6月の受け付けについては、仮算定期間のため、前年の所得が確定する7月に決定)。

また、①②の減免以外に、失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になった場合などに、保険料の減免を受けられることがあります。

問合せ 高齢介護課(市役所1階8番窓口)